

令和8年度 埼玉大学基金「研究等支援基金」による若手研究者支援経費 公募要領

令和8年6月1日
研究推進室

1. 趣旨

埼玉大学基金「研究等支援基金」により、本学の若手研究者を支援することを目的とする若手研究者支援経費の公募及び配分について、必要な事項を定める。

当該基金の目的として定める事業内容は以下のとおり。

- ① 研究者等が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その研究者等が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- ② 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- ③ 研究者等（学生については大学院生に限る）のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

2. 支援対象者及び申請者

支援対象者は次の①～③のいずれかに該当し、かつ令和8年4月1日現在で44歳以下の者とする。対象者③の支援を希望する場合は、当該博士後期課程学生の主指導教員が申請すること。ただし、理工学研究科において、連携教員が主指導教員となっている場合は、副指導教員である専任教員が申請手続きを行うことが出来る。

- ① 学術研究員のうち、学術研究員要項第12に定める「自発的な研究活動等」の承認を得ている者
- ② 日本学術振興会特別研究員-PD（フェローシップ型）
- ③ 令和8年6月1日時点で在学している博士後期課程学生

3. 支援対象事業

次の①～④とする。支援上限額の範囲内で、複数の用途を組み合わせる1件として申請して差し支えない。(例：②学会参加費及び旅費5万円＋③研究に使用する消耗品5万円＝10万円)

- ① 国内外への論文投稿に係る経費（含英文校閲費用）
- ② 国内外の学会出席参加費及び旅費、その他研究実施に必要な旅費
- ③ 電子ジャーナル（大学として購読しないもの）、書籍、研究に使用するソフトや消耗品の購入費用、使用料等
- ④ 被験者への謝金

4. 応募可能件数

申請者1人につき1件とする。支援対象者③に主指導教員が申請する場合、複数名を対象とする申請は差し支えないが、支援額の上限は6.のとおりとする。

なお、理工学研究科において、同一の連携教員を主指導教員とする申請が、副指導教員である専任教員が行った申請を含めて複数件あった場合であっても、主指導教員1人につき1件として取り扱うこととする。

5. 支援対象期間

当該年度の間（実施（使用）するものとする）。

なお、支援対象者③に対する支援について、当該年度中であれば、主指導教員となっている他の博士後期課程学生に対する支援に使用しても差し支えない。

6. 支援額

支援額の上限は、支援対象者①②は30万円とし、支援対象者③は10万円とする。

なお、配分された支援経費の予算管理は、原則として、支援対象者①は自ら行い、支援対象者②は受入教員が、③は主指導教員等が行うこと。

7. 応募手続等

- (1) 本枠での研究費の配分を希望する者は「[令和8年度埼玉大学基金『研究等支援基金』](#)による若手研究者支援経費申請」(Forms)に回答・送信すること。

回答期限は令和8年6月26日(金)とする。

(2) 全体予算の範囲内で、3. 支援対象事業の①②③④の順を優先順位とし、研究推進室において配分の可否及び金額を決定する。

なお、原則として7月中にその結果を応募者に通知し、研究費を配分する。

(3) 研究費の配分を受けた者(支援対象者③の場合は申請者である主指導教員等)は令和9年4月9日(金)までに、

「令和8年度埼玉大学基金『研究等支援基金』による若手研究者支援経費報告」(Forms)に回答・送信すること。

8. 問い合わせ先

研究推進・国際連携課

佐藤・池田

048-858-3741

kshinkou@gr.saitama-u.ac.jp